

令和2年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

改正理由

収入金における納入期限の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年2月6日

国立大学法人東京学芸大学長
出 口 利 定

令和2年規則第5号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：収入金における納入期限の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(請求及び領収)</p> <p>第16条 出納命令役は、債務者に対して納付させる金額を請求するときは、原則として、振込依頼書又は請求書により行うものとする。ただし、口頭をもってする履行の請求により債務者をして即納させる場合は、請求書の発行を省略することができる。</p> <p>2 出納役は、収入金を収納したときは、受入先及び内容を確認の上、領収証書を納入者に交付するものとする。ただし、金融機関における口座振替及び口座振込による収納をしたときは、領収証書を省略することができる。</p> <p>3 収入金の納入期限は、原則として、請求書発行の日から起算して<u>30日</u>(当日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日とする。)とする。ただし、別に定めがあるとき又は出納命令役が特に必要があると認めるときは、相当の日数を加減することができる。</p> <p>4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(請求及び領収)</p> <p>第16条 出納命令役は、債務者に対して納付させる金額を請求するときは、原則として、振込依頼書又は請求書により行うものとする。ただし、口頭をもってする履行の請求により債務者をして即納させる場合は、請求書の発行を省略することができる。</p> <p>2 出納役は、収入金を収納したときは、受入先及び内容を確認の上、領収証書を納入者に交付するものとする。ただし、金融機関における口座振替及び口座振込による収納をしたときは、領収証書を省略することができる。</p> <p>3 収入金の納入期限は、原則として、請求書発行の日から起算して<u>20日</u>(当日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日とする。)とする。ただし、別に定めがあるとき又は出納命令役が特に必要があると認めるときは、相当の日数を加減することができる。</p> <p>4 〔省略〕</p>